

# 人権教育シリーズ

「ハンセン病を正しく知ってください。」  
知ってください。」



造田小 五年  
山元 あさひ

「ハンセン病を正しく知ってください。」これは、造田小学校の六年生が人権集会で発表した劇の題名です。六年生になると総合学習で大島青松園を訪ね人権学習を行っています。日本では、ハンセン病は治らない病気とされ、感せん力が強く遺伝する恐ろしい病気だと信じられていました。だから、家族にハンセン病の患者が出ると周りの人たちからきびしく差別を受けました。また、病気にかかった人は、国の法律でりよう養所に終生かくりされることになったのです。しかし、本当はハンセン病は遺伝ではなく感せん力も弱くて健康な人ならほとんどうつらないし、感せんしても薬で簡単に治せる病気だったのです。日本では、それが分かって長い間、患者をかくりする法律は続いたそうです。

私の母は、大島青松園で医りようソーシャルワーカーをしていて入所者のみなさんの、さまざまな生活相談を行っています。私と同じくらの年に病気になり、家族とはなれて大島に入所し、その後、お年寄りになつて亡くなるまで、一度も家に帰れず、お骨になつても自分の家に帰れない人がたくさんいると母は話してくれました。

私は何度も入所者の方にお会いしたことがあります。入所者のみなさんはいつも私に優しく接してくださいます。しかし、それぞれの人が、母の話してくれたような経験をしているかと思うと心がとても痛くなります。もし、国が法律をすぐに改めていたらこんな悲しいことは起きなかつたかもしれません。

私は、来年、クラスの人々と大島青松園を訪ねます。同じ失敗をくり返さないためにも、クラスの人々にはハンセン病のことを正しく知ってもらいたいです。見た目やうわさだけで判断せず、自分の目と心で本当のことを知ってほしいです。私も、クラスメイト、下学年、たくさんの人たちにハンセン病のことやハンセン病から学んだことを伝えていきたいです。

私からみなさんへお願いします。  
「ハンセン病を正しく知ってください。」

【問】人権推進課 ☎(087)894-9008

## 少年育成センターだより

### 臨床心理士によるカウンセリングのご案内

さぬき市少年育成センターでは、「少年に関する相談活動」の他に、悩みを抱えている子ども、子どものことで悩みをお持ちの方や不登校とその傾向にある子どもやその家族の方を対象に、臨床心理士による専門的カウンセリングを実施しています。

例えば、「子どもの心にとり寄り添えばよいのか」「子どもと良い関係を作るには」「誰にも言えない悩みを聞いてほしい」「学校と良い関係を続けていくには」「病院受診や専門機関について」「等」二人の臨床心理士が月替わりで相談をお受けしています。秘密厳守で継続相談もできます。一人で悩まずお気軽にお越しください。一緒に考えていけたら良いと思っております。申し込みは、前日の十七時までに電話でご予約をお願いします。

カウンセリングの御案内のチラシは、各支所・図書館・公民館等の機関にも置いてあります。また、ホームページやSCN文字放送でもお知らせをしていますので、ご覧ください。

<b>場所</b>	さぬき市少年育成センター相談室(津田支所2階)
<b>対象者</b>	子どもに関することや悩みのあるさぬき市内の子どもたち
<b>費用</b>	無料
<b>時間</b>	カウンセラー 臨床心理士 北濱 雅子 先生(十月十三日・十二月八日・二月九日) セララー 臨床心理士 清水 小百合 先生(十一月十日・二月十二日・三月九日) 時間 十三時～十四時・十五時～十六時(二時間程度)
<b>申込先</b>	さぬき市少年育成センター適応指導教室「FINE」 ☎(0879)42・1012

### 「親の会」のご案内：不登校で悩んでいる保護者・ご家族の皆様へ

子育ての悩み、授業に参加しにくくなつたり、登校に消極的になつたりしていること、友だちとのふれあい等について自由に語り合い、一緒に考えていく「親の会」も年三回実施しています。二回目は十月十二日(十三時半～十五時)で、北濱カウンセラーが助言をしていただけます。

### 良い聴き方七か条

- 一 あいづち：「うんうん」「へー」「なるほど」など合意の手を入れて確かに話を聴いていることを相手に伝える
- 二 うなずき：「のあいづちと合わせて、首を縦に少し大げさなくらいの方が良い。
- 三 質問：「それでどうなったの?」「どうしてそう思ったの?」適切な質問は真剣に話を聴いているということを示す。
- 四 姿勢：いかに興味があるというように少し身を乗り出す。
- 五 手：場面によってはメモを取る。真剣に聴いていることが相手に伝わる。
- 六 顔：表情豊かに、相手が楽しい話をしていている時は、楽しい顔、悲しい話をしていている時は悲しい顔をして表情で共感を示す。
- 七 言葉：決して相手の言うことを否定しない。反対意見を言う場合は、いったん相手の意見を認めておいて、「こんな案はどう?」と尋ねる。

☆少年に関する相談・情報は さぬき市少年育成センター ☎(0879)42・1012  
少年相談電話 ☎(0879)42・5535